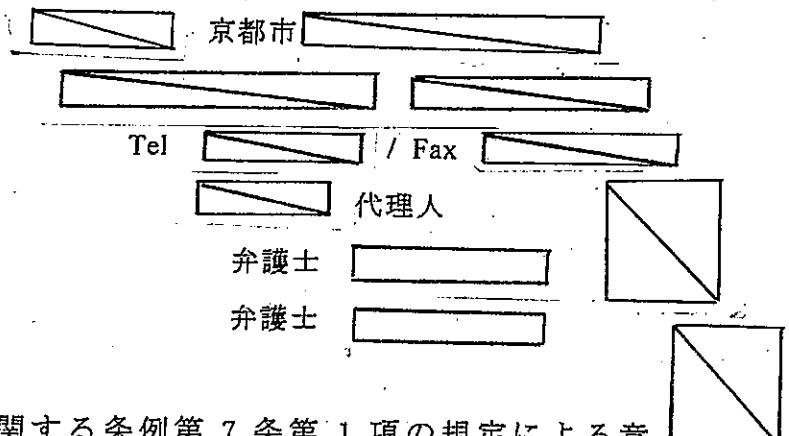




意見書

平成 27 年 7 月 27 日

京都府知事 山田 啓二 様



京都府林地開発行為の手続に関する条例第 7 条第 1 項の規定による意見は下記のとおりです。

記

- 1 意見を有する事業計画書を提出した林地開発行為予定者の氏名
京都市伏見区醍醐一ノ切町 28 番地
株式会社陀羅谷
代表取締役 古川清豊
- 2 林地開発行為の目的
産業廃棄物最終処分場の建設（安定型）
- 3 林地開発行為をしようとする区域
京都市伏見区醍醐一ノ切町 33 番地ほか
- 4 意見の内容
別紙のとおり

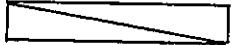
以上

本件林地開発行為に関して、生活環境保全の見地から以下のとおり意見を述べる。

第1 搬入ルートが私有地を通過していること

1 事業計画における搬入ルート

林地開発行為者の提出している事業計画によれば、搬入ルートは、国道422号線を経由し県道千町・石山寺辺線を通り、府道 醍醐・大津線に至るルートとされている。

すなわち、本件事業は、京都市内で行われるにもかかわらず、搬入ルートは滋賀県側となっており、国道1号線、京滋バイパス、名神高速などから来るトラック（往復で6分に1回通過）がすべて  千町自治会の町内を通過して搬入されることとなり、意見提出者の受け影響は大きい。

そのうえ、当該ルートは千町生産森林組合の私有地を通過することを前提としているものであり、生活環境保全の見地を超えて、財産権の侵害という著しい不利益を受けることとなり、当該計画に基づく開発は到底許されるものではない。

以下、詳述する。

2 県道・府道は途中車が入ることができない山道になっている

まず、醍醐・大津線は、滋賀県側では県道781号線、京都府側では府道782号となっている。

県道781号線は、始まってすぐのところでアスファルト舗装が終わり、山の中に入る未舗装の山道へと変わる。

そして、その山道は千町生産森林組合が持つ土地（以下「本件私有地」という。）を避けるようにして迂回し、京都府側で再度アスファルトの道に接続する。なお、本件私有地と県境との間には公益財団法人大平会が所有する森林がある。

本件事業は、この山道をトラックが通行することは不可能であるから、千町森林組合が有する本件私有地内の道路部分（以下「本件私道」という。）を通過することを前提とした計画となっている（上記大平会の私道の利用も不可避である）。

しかしながら、千町生産森林組合は、本件事業計画に反対しており、その通行を許可したことは一度もない。すなわち、開発行為予定者は、無断で私有地を通行する計画を進めようとしているのであり、荒唐無稽な計画であることは明らかである。

3 本件私道は生活道路として利用することを認めた経緯

まず、本件私道の利用経過を述べる前提として、本件私有地の所有形態について述べる。

千町生産森林組合は、千町自治会住民によって平成8年に設立された森林組合であり、それ以前の本件私有地は、千町自治会住民の共有となっていた。本件私有地一体は、保安林に指定され、同組合は、森林の維持管理を行うことを目的として活動している。

このような本件私有地の所有形態を前提として、同組合設立よりもはるか以前、醍醐・大津線は車での通行ができず、陀羅谷住民にとって交通上の不便が生じていた。

そのため、千町自治会では、陀羅谷住民に生活上の支障が出ないようにと、同私有地の一部を4m幅の道路として使用することを認め、その後6m幅の道路として利用することを認めてきた。

この間、陀羅谷地区内において、紺清商事株式会社が平成18年まで敷地1万m²規模の最終処分場の事業を行い、搬入ルートとして使用していたが、これについては黙認してきた。

4 保安林の道路利用が原則禁止であるとの指導を受けたこと

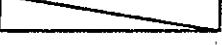
しかしながら、平成25年ころになり、保安林内における道路の設置自体が開発行為に該当し得ること、仮に該当しない場合でも保安林内の立木の伐採に該当し得るため、滋賀県知事の許可を受ける必要があるこ

とが判明し、滋賀県西部・南部森林事務所から許可申請を提出するよう求められるようになった。

許可を受けるに当たり、これまで道路として利用していたことに対する顛末書を提出し、本件市道を4mの車道と両幅1mずつの路肩であるとの内容で平成25年8月23日に滋賀県知事から許可を受けた。このような申請内容となったのは、保安林の管理に要する道路としては4m幅までしか認められないことに配慮したことであり、将来的には路肩部分の埋戻しと植林についても計画をしている。

5 本件開発行為予定者が本件私道を通行することは許されない

以上のとおり、本件私道は、本来的に保安林の管理を行うために許可された道路であり、陀羅谷住民については従前から使用状況及び生活への影響の観点から例外的に通行を認めていたものであり、この点については滋賀県西部・南部森林事務所についても報告済みである。

しかしながら、本件開発行為予定者は、生活のためではなく自らの営利のために本件私道を利用しようとするものであり、しかもその事業は、千丈川を経由して  の生活に影響を与えるようなものであり、到底通行を認められるものではない。

また、開発規模は将来的に5万m²と広大であり、保安林の目的たる土砂災害への影響も懸念される。

本件私有地が保安林として指定されている趣旨からしても当該事業の利用を認めることはできない。

この点、紺清商事株式会社が事業を行っていた際には默認していたことと上記主張は矛盾するのではないかとの批判もありうるが、当時は保安林として道路の利用が制限されていることを十分に認識できていなかったのであり、今般上記のような指導を受け正式な許可を受けた以上は、その道路利用は制限的に解さざるを得ない。

また、紺清商事株式会社の事業が行われていた際には、「1万m²規模の事業であればやむを得ない」という考え方のもとに默認していたが、これを許した結果として「従来も紺清商事が利用していたのだから通行で

きて当然」との誤った考えを持たせてしまい、今回の5万m²もの事業が計画され、また、今後も際限なく廃棄物処理施設が計画されるおそれが生じることとなってしまった。この点を反省し、[] 及び [] [] は、今後は自然豊かな千町の環境を悪化させるような事業を許されないとの姿勢を明確にしたものである。

6 本件私道通行は財産権の侵害である

以上のとおりであり、[] 及び [] は、本件私道について、本件開発行為予定者の通行を認めるものではなく、この点について何らの対策も講じていない本件事業計画は破たんしており、このような計画を前提とした開発行為も許されない。仮に、開発行為予定者が本件私道を通行することになれば、財産権の侵害となり違法行為である。

そして、本件私道が単なる私有地ではなく保安林であり、その利用に制限があることからしても、上記のように私道の利用を制限的に解することは妥当であるといえる。この点、開発行為予定者は、[] との交渉の経緯の中で通行を禁止することは権利の濫用であるという趣旨のことを述べていたが、このような主張は全くの失当であり、所有者の許可も得ずに通行する権利を主張し開発行為の手続を進めようとしている開発行為予定者の態度こそ所有権を無視した横暴なものであり許されるものではない。

7 生活環境保全の見地からも許されない

このことに加えて、本件私有地が保安林に指定された理由は、本件私有地付近における土砂災害の防止であり、本件私道を頻繁に大型トラックが往復するとすれば、本件私道周辺への影響が発生する恐れがありこの観点からも本件私道を通行することは許されない。

第2 交通量増加による影響

上記のとおり、本件事業計画は、本件私道を通行することを前提とす

るものであり、許されるものではないが、この点を除くとしても、その通行区間には特別養護老人ホーム、障害者支援施設、生活介護事業所などがあり、大型トラックが6分に1回通行することによる交通の危険が高まる。これに対する対策として交通誘導員の配置などをいうが、交通誘導員が目の届く場所は限られており、このような対策で交通安全が図られるものではない。

また、6分に1回もの頻度で大型トラックが通行することによる騒音の影響も看過できない。特に上記各施設は、高齢者・障害者が平穏な環境のなかで過ごせるよう当該地域を選んだのであり、騒音が絶えずおこることで事業への影響が懸念される。

〔 〕は、上記各施設の理念に共鳴し、千町自治会内において各福祉施設が活動することを積極的に支援している以上、当該施設に影響が及ぶような事業及びこれを前提とする開発行為を認めることはできない。

第3 土砂災害の危険性の増大

本件事業は約5万m²もの広大な土地に約87.4万m³もの埋め立てを行う計画である。

予定地の現況は、山林であるところ、このような大規模開発による山林の保水機能の低下、地すべり土砂災害の危険性増加は無視できないものである。

すでに述べたとおり、本件私有地が保安林に指定されている理由は、過去において台風等の影響により千丈川が氾濫し、土砂災害が起きたという歴史に鑑み、森林を保全し保水機能を維持することにある。

そうであるにもかかわらず、その上流において大規模開発がなされれば、下流である千町が巻き添えになることは明らかであり、このような危険な開発を許すことはできない。

第4 水質悪化の危険性

千町内の千丈川は蛍の生息地として有名であるところ、本件開発予定

地は、千丈川の水源の一つであり、最終処分場として利用されることによる水質悪化が懸念される。

この点、開発行為予定者は、十分な容量の調整池兼沈砂池を設置し、濁水を直接下流に放流しない構造とする、としている。

しかしながら、水源は地下に浸透したうえで各地から川に流れ込むものであり、全てが調整池兼沈砂池に流入するものではない。

一たび水質が悪化すれば、蚩の生息はおろか農業その他千町住民の生活すべてに影響することとなることから、このような位置で開発行為をすることは許されない。

第5 最後に

1 結論

上記のとおり、本件林地開発行為を行うことについては反対であり、開発許可をすべきものではない。

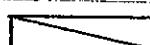
特に、第1で述べたとおり、本事業計画は他人の私有地を搬入ルートに入れており、計画自体が実現不可能なものである。そうである以上、開発行為においても私有地を通過することを前提とした計画となっているところ、このような不法行為を前提とする開発行為を許可することは許されない。

したがって、開発行為予定者は、速やかに当該計画を中止すべきである。

2 付言

千町は、緑豊かな森林と流れの清らかな千丈川という恵まれた自然に囲まれた地域である。

たしかに、過去において紺清商事株式会社が処分場を建設した際には陀羅谷住民への配慮もあり黙認することとした。

しかしながら、今回、その5倍もの規模を有する事業が計画されるに至り、が一度このような事業を黙認すれば次々と計画が持ち上がり豊かな自然は一瞬にして消え失せることになることを知り、失わ

れた自然は二度と元に戻すことができず、これを守ることが次の世代に對する責任であると自覺するに至ったのである。千町は、恵まれた自然と共に共生する以外に発展・繁栄する道はないのである。

この点、陀羅谷住民が本件事業計画に賛成していることは残念なことであるが、陀羅谷住民が引き続き生活道路として本件市道を利用するこ^トについてこれを阻止するつもりはなく、今後も滋賀県に事情を説明し、保安林を維持しながらも生活道路として利用する方法を模索する予定である。

しかしながら、本件事業及びその前提となる開発行為に対して本件私道の利用を許すこととは、千町の環境の破壊に自ら手を貸すこととなり、絶対に認められないことである。

したがって、今後、どのような方法によっても本件開発行為予定者が本件私道を利用した計画を実行することができないということを明言しておく。

以上